

# 月形町地域おこし協力隊員を募集しています！ ( 花の賑わい担当 )

月形町では、令和6年秋のオープンを目指す「道の駅」に合わせて、特産品の一つである「花」をテーマに、まちの賑わいを創るために活動してもらえる地域おこし協力隊員を募集しています！

月形町民や過疎地域以外にお住まいで、地方での生活や、まちおこし活動に興味がある友人・知人がいましたら「協力隊制度」を紹介してください！

## 主な活動内容

「花」をテーマとした活動を通して、地域活性化を目指します。

農業協同組合や生産者と協力しながら、SNSを活用し、花の産地・月形町の情報を発信することやイベント・体験教室の開催が主な活動です。

このほかにも「道の駅」又は「地域振興」をテーマとした活動も、行うことが可能です。お気軽にご相談ください！



月形高校  
花育授業の様子



高齢者に向けた  
フラワーアレンジメント  
の様子



花飾りの様子



子育てサロン  
アロマクラフトの様子

## 活動例

現在の協力隊員は、地域のイベントや教室に参加し、花のまちのPRに取り組んでいます。

また、花の手入れの仕方等を紹介する広報

「花のある暮らし」を作成しています。

ほかにも、下記のような「花の賑わいづくりの活動」に取り組んでいます。

- ・花き生産地のPR動画の製作
- ・インスタグラムを活用した情報発信 など



つきがた夏まつり  
出店の様子



小学生に向けた  
花育の様子

## 現在の協力隊員 石原隊員 から一言

月形町は、自然豊かで和やかな土地柄です。

挑戦したいことは皆がサポートしてくれます！まずはお試しで遊びに来てください！



お問合せ先  
〒061-0592 北海道樺戸郡月形町1219番地  
月形町役場企画振興課地域振興係  
TEL：0126-53-2325  
mail：[chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp](mailto:chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp)

応募用紙等は、月形町ホームページに掲載しています！  
裏面もご覧ください！



## 募 集 対 象 者

【(1)、(2)のいずれかに該当し、(3)から(9)までの要件を全て満たす方を対象とします】

- (1) 総務省の制度に基づき、三大都市圏の都市地域又は地方都市(条件不利地域は除く。)に住所を有する方で、採用後に月形町に住民票と生活の拠点を移すことができる方
- (2) 既に他地域で「地域おこし協力隊員」として同一地域における活動が2年以上、かつ解職から1年以内であった方(ただし、委嘱を受ける前に月形町に住民票の異動を行っている場合は除く)
- (3) 花きの生産地に興味のある方
- (4) 小さな町のまちづくりに関心があり、地域住民と積極的にコミュニケーションをとり、地域を元気にするために精力的に活動できる方
- (5) 年齢22歳以上の方
- (6) 普通自動車免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方
- (7) 傷害保険及び個人責任賠償保険又はこれらと同等の保険に自身で加入し、活動中に怪我等があった場合、当該保険を充てることを承諾できる方。
- (8) パソコンの一般的な操作(ワード、エクセル、インターネット等)ができる方
- (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方

## 任用形態及び期間

- (1) 勤務時間は、具体的な日数及び時間は定めませんが、十分な活動成果が得られる程度の日数、時間で活動していただきます。活動計画を作成いただき、これに基づき活動内容や必要な日数、時間を町と調整したうえで活動に着手していただくこととします。
- (2) 月形町から委嘱を受け、委託契約を締結し、活動していただきます。  
※町と雇用関係はなし
- (3) 採用の日から採用年度の年度末までを一区切りとし、年度更新により最長3年間委嘱します。
- (4) 採用予定時期・活動場所等のご相談ください。

## 待遇及び福利厚生等

- (1) 報償の額は、月額233,000円(国民健康保険等自己負担分含む)となります。
- (2) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険は適用されません。
- (3) 隊員としての活動実績が1年以上で条件を満たす場合、起業等支援補助金の交付を受けることができます。(1人につき100万円まで、10割補助、1年度限り)
- (4) 活動状況、町の話、観光情報等を情報発信する際は個人のパソコン又はスマートフォン等を使用していただきます。
- (5) 活動に支障のない範囲での副業は可能です。

## 月形町地域おこし協力隊活動費助成金交付について

活動を行うに当たり、月形町地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱に基づき、活動に要する経費を上限200万円まで助成します。また、助成を受けるためには、町の審査がありますのでご注意ください。

- (1) 委嘱期間中は、町が用意する住宅に入居していただき、家賃については助成金を交付します。ただし、入居手続きや家具などの日常生活用品、光熱水費、町内会費や町への転入に伴う交通費、引っ越し費用は助成金の対象外です。
- (2) 地域おこし協力隊の活動に必要な車両は、自家用車(任意保険加入)の使用を基本としますが、自家用車を所有していない場合は、別途対応します。
- (3) 活動に係る宿泊や移動などの旅費、外部人材の招へいに要する経費、住民や関係者との意見交換会や活動報告書等に要する経費、活動中に必要となる研修や資格取得等に要する経費、その他地域おこし活動のために町長が必要と認める経費等は助成金交付の対象となります。
- (4) 備品(パソコン・カメラなど)の購入は助成金交付の対象となりません。ただし、賃貸借(リース)の場合は助成金交付の対象となります。

## 応 募 手 続 き

- (1) 提出書類：① 月形町地域おこし協力隊応募用紙  
② 現在の住民票の写し(1か月以内のもの)  
③ 普通自動車運転免許証の写し(両面)  
④ 健康診断書  
⑤ 傷害保険証券写し

(2) 提出方法：郵送又は持参

(3) 提出先：〒061-0592 北海道樺戸郡月形町1219番地 月形町役場 企画振興課地域振興係

月形町ホームページ  
QRコード

